

エコアクションプランにいはま4

(新居浜市地球温暖化対策率先行動計画)

【概要版】



令和3（2021）年3月

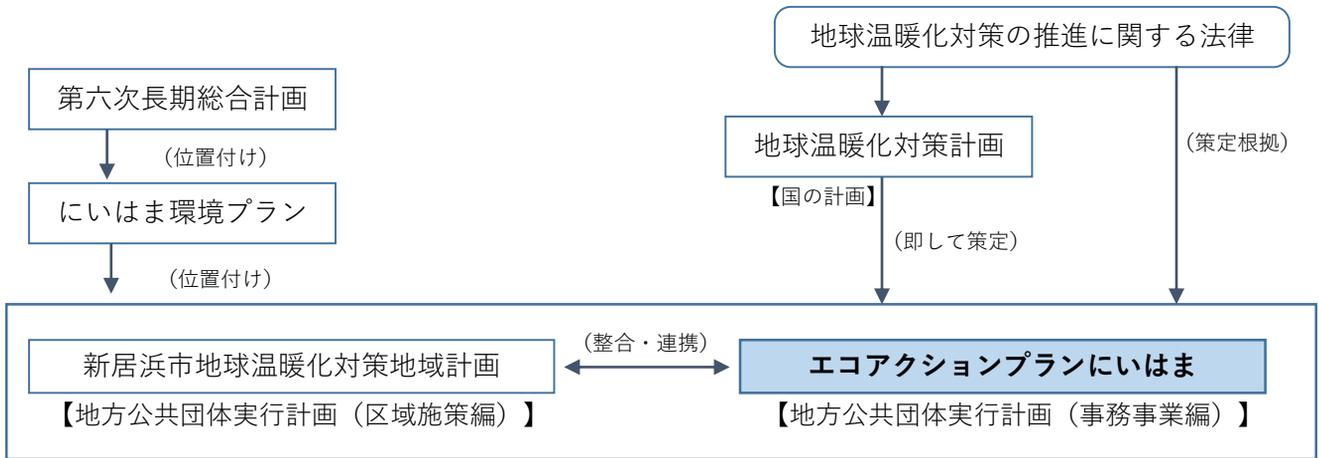
新居浜市

■ エコアクションプランにはまとは

エコアクションプランにはま（新居浜市地球温暖化対策率先行動計画）は、市が実施する事務事業から排出される温室効果ガスの削減を目的に、市自らが率先して地球温暖化対策に取り組むための計画です。今回、第3期の計画期間が終了したことに伴い、国が目指す方向性を踏まえ、計画の改定を行いました。

■ 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律で、国の「地球温暖化対策計画」に即して、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として策定することが義務付けられています。



■ 計画の基本的事項

◇適用範囲

市が行うすべての事務事業（指定管理施設も含む。）

◇計画期間

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

◇対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは、市の事務事業に伴い排出される次の4種類のガスです。

温室効果ガスの種類		排出要因	
二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源	・ 電気の使用	・ 燃料の使用
	非エネルギー起源	・ 一般廃棄物中の廃プラスチック類の焼却	
メタン（CH ₄ ）		・ 自動車の走行	・ 船舶における燃料の使用
		・ 一般廃棄物の焼却	・ 下水及びし尿の処理
一酸化二窒素（N ₂ O）		・ 自動車の走行	・ 船舶における燃料の使用
		・ 一般廃棄物の焼却	・ 下水及びし尿の処理
		・ ディーゼル機関における燃料の使用	
ハイドロフルオロカーボン（HFC）		・ カーエアコンの使用	

温室効果ガスの削減目標

本計画では、国の「地球温暖化対策計画」との整合を図り、市の事務事業により排出される温室効果ガスを令和12年度までに平成25年度比で29.4%削減することを目指します。

温室効果ガスの削減目標は、国の削減目標を基に、温室効果ガスの種類ごとに令和12年度の排出量の目安を算定し、それらを積上げた数値から設定しています。

◇基準年度

平成25（2013）年度

◇削減目標

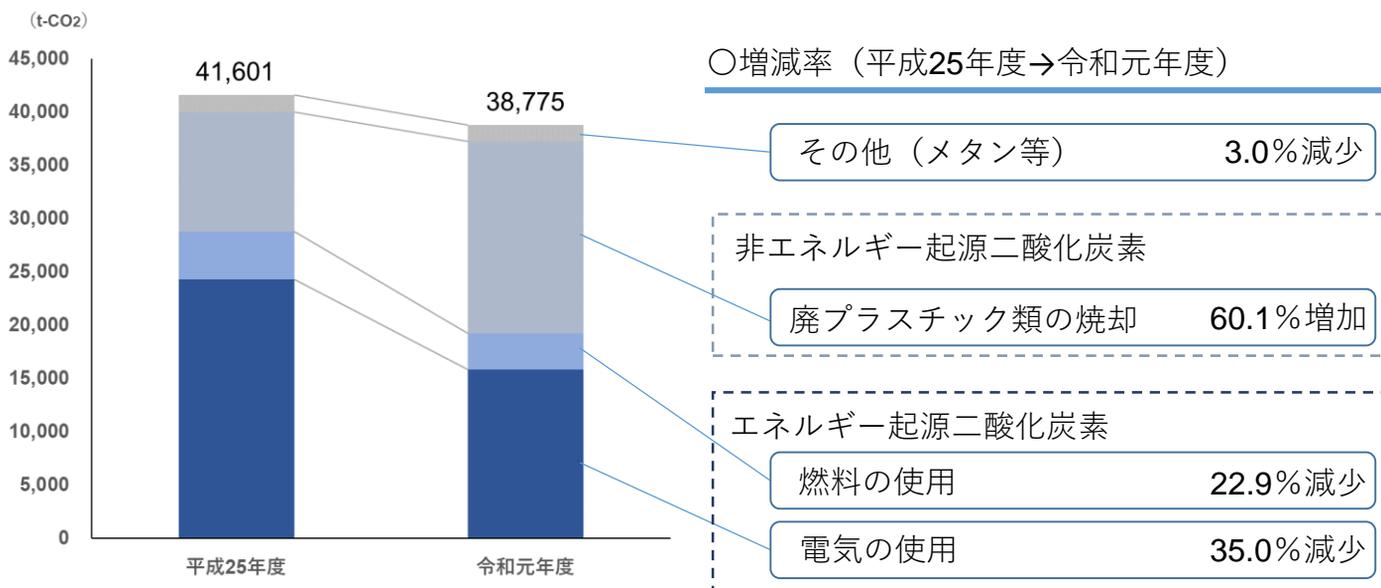
令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で温室効果ガス総排出量を29.4%削減

（排出量単位：t-CO₂）

温室効果ガスの種類		平成25年度 （排出量実績）	令和12年度 （排出量目安）	削減率
二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源	28,802	17,444	39.4%
	非エネルギー起源	11,242	10,489	6.7%
メタン（CH ₄ ）		246	216	12.3%
一酸化二窒素（N ₂ O）		1,308	1,218	6.1%
ハイドロフルオロカーボン（HFC）		3	2	25.1%
合計（温室効果ガス総排出量）		41,601	29,379	29.4%

温室効果ガスの排出状況

本市の事務事業における令和元年度の温室効果ガスの総排出量は38,767t-CO₂であり、基準年度から6.8%（2,824t-CO₂）減少しています。電気、燃料の使用に伴い発生するエネルギー起源CO₂は、減少傾向にあります。廃プラスチック類の焼却に伴い発生する非エネルギー起源CO₂が増加傾向にあり、全体に占める割合の半分近くを占めています。



■ 温室効果ガスの削減目標達成に向けた取組

温室効果ガスの削減目標を達成するため、3つの取組方針を設定し、これまで以上に地球温暖化対策を強化することで、省エネルギー対策を一層効果的・効率的に進め、全職員が一丸となって温室効果ガスの削減目標達成を目指します。

取組方針	取組項目
1 日常業務に関する取組の推進	(1) 職員の環境意識の向上 (2) エネルギー使用機器の適正利用 (3) 公用車の適正利用 (4) 省資源・リサイクルの推進 (5) 環境負荷の低減に対するその他の取組
2 施設の整備等に関する取組の推進	(1) 設備機器の運用改善 (2) 省エネ性能の高い設備機器の導入 (3) 再生可能エネルギー等の導入 (4) 建築物の省エネルギー化 (5) 低公害車の導入
3 廃棄物対策及び森林吸収源対策に関する取組の推進	(1) 廃棄物対策の推進 (2) 森林吸収源対策の推進

◇重点内容

特に、取組方針2「施設の整備等に関する取組の推進」で定めるハード面の施策については、削減目標を達成する上で、従来の計画以上に取組の強化を図ることが必要であるため、特に重点的に取り組んでいきます。

(取組内容抜粋) 取組方針2 施設の整備等に関する取組の推進

- 再生可能エネルギー、蓄電池の導入
- 設備機器の適正な保守・管理・運用改善の実施
- 建築物の断熱性能の向上
- エネルギーの消費状況把握・分析
- LED照明等の高効率機器の導入
- ESCO事業や国庫補助金等の支援策の活用

■ 計画の推進

◇推進体制

新居浜市環境マネジメントシステム (Ni-EMS) に基づき、副市長を委員長とする新居浜市環境推進委員会のもと、本計画を効果的に推進し、温室効果ガスの削減目標達成に向けた全庁的な取組の徹底を図ります。

◇実施状況の点検・評価・見直し

計画の実施状況については、毎年、各課所室等を通じて活動量調査による実施状況の把握による点検を行い、新居浜市環境推進委員会で評価した上で、必要に応じて取組内容を見直します。

◇公表

計画の実施状況及び評価結果は、庁内LANで全職員に通知するとともに、市のホームページ等を通じて、市民等に広く公表します。